

京城工場組立職場技術掛ヲ命ス  
 (各通)  
 京城工場製鐵職場技術掛ヲ命ス  
 京城工場鍛冶職場技術掛ヲ命ス  
 京城工場客貨車職場技術掛ヲ命ス  
 釜山工場木工職場技術掛ヲ命ス  
 釜山工場鐵工職場技術掛ヲ命ス  
 以上五月一日

傳人	田中	善治
同	池田	俊藏
同	太田	武敏
同	福岡	喜兵衛
同	渡邊	誠治
同	市丸	典次
同	岡村	孝二

### 雜錄

●正誤 五月二日局報雜錄欄發生入所日附「四月二日」ハ「四月二十日」ノ誤

●本日達第三百五十八號ヲ以テ線路整備心得中改正ニ伴ヒ左ノ達ハ自然消滅ノ義ト承知セラルベシ

一 昭和三年五月達第二百六十一號轉轍器標識使用標準 (工務六三九運轉二九二頁參照)

●業務關係圖書取次 (圖書館)

一 貨物智識と運送保管の實際 橋本武昭著  
 二 里木書店發行 定價三圓八十錢 申込期日五月十日迄

●所在判明  
 四月十六日本欄掲載搜索中ノ行李莫座包一個ハ所在判明セリ

# 朝鮮總督府 鐵道局 報

第千八百五十號

昭和八年五月四日

木曜日

(大正十四年四月一日)

第三種郵便物認可

(日刊除日曜及祝祭日ノ翌日)

## 達示

◎達第三百七十六號  
 大正八年十二月京管達第三百八十四號郵便集配人無賃乘車區間中左ノ通改正ス  
 昭和八年五月四日  
 吉州郵便所ノ行ノ次ニ左ノ如ク加フ  
 鐵道局長

集配人所屬局所	乘車區	乘車證交付枚數
永安郵便所	龍湖 造幕山 永安間	—

(營業甲三七八ノ一五頁參照)

## 通牒

○通第二一九號 (庶務課)

課所場長不在中代理ノ件  
 課所場長不在中ノ職務代理ハ自今辭令ヲ用ユルモノノ外左記ノ職ニ在ル者之ヲ行フコトト定メラレタリ

左記

庶務課	文書係長
監督課	監理係長
營業課	庶務係長
運轉課	同
建設課	同
工務課	同
工作課	同
經理課	主計係長
鐵道事務所	庶務主任
工場	同

○通第二二〇號 (營業課)

連帶線貨物營業料程表中改正ノ件  
 昭和五年三月通第八〇號首題ノ表中左ノ通改正ス  
 鹿兒島本線ノ部銀水ノ行中記事ヲ削ル  
 (表二頁參照)

○通第二二一號 (營業課)

團體乘車ノ件  
 左ノ團體乘車ニ付諸事便宜供與セラルベシ  
 一 同德女子高等普通學校生徒  
 三等 四十九名  
 代表者 申明均



局報 第千八百五十號 昭和八年五月四日 (第三種郵便物認可)

工務課兼務ヲ命ス  
以上五月一日  
同 設 技手 粉川文次郎  
雇員 岩松 一男

●船政 五月一日局報號外(其二三辭令中一六頁下段慎喜範ニ對スル辭令ノ次ニ元山建築區  
●倉庫手ヲ命ス(龍通庫手) 備人西山政夫ヲ附ス  
●正誤 五月一日局報號外(其二三辭令中四頁下段書記駒田光國ノ國光ノ誤  
工務課技術員習務ヲ命ス 股 技見 備人 武島 榮  
五月一日

(庶務課)  
備人ヲ命ス 日給一圓ヲ給ス 庶務課事務員習ヲ命ス  
五月一日  
佐藤 ハツエ  
森下 多樹

(營業課)  
備人ヲ命ス 日給一圓ヲ給ス 營業課事務員習ヲ命ス  
五月一日  
橋本百合子  
奥山千代  
山口マサ  
田村好  
野田ヨシマ  
吉田安子  
櫻谷都  
田中伊佐子  
鈴木喜美子  
西村花子

(各通)  
備人ヲ命ス 日給一圓ヲ給ス 營業課事務員習ヲ命ス  
以上五月一日

(經理課)  
備人ヲ命ス 日給八十五錢ヲ給ス 經理課事務員習ヲ命ス(川)  
五月一日  
南川 晴子

### 雜 錄

●慰問婦解囑 慶州駐在慰問婦貴島キミ、木浦同齋藤じゆんハ何レ  
モ四月三十日附願ニ依リ慰問婦ヲ解囑セラル

●指定運送取扱人代理者名簿中變更 指定運送取扱人代理者名簿中  
左ノ通變更ノ旨届出アリタリ

頁	課名	商	號	代理者名	記	事
二〇	瀧關鐵	同瀧關鐵代行營業所		松竹恒馬	五月一日ヨリ代行營業所ニ變更	
同	阿吾地	同阿吾地同		植田 勳	ト同時ニ代理者變更	

●荷物搜索  
一 鹽魚(鹽蛙五貫目入)箱入 一個 三〇庇  
右ハ四月一日京城發龍仁(京東線)著貨通第五六號ニ對スル鹽魚二個  
口ノ内一箇所在不明ニ付心當リノ向ハ大田鐵道事務所ニ通報セラレ  
タシ

●荷物搜索  
一 鮮魚(鯛、鮑)箱入 一個 十八庇  
右ハ四月二十日鎮海發京城著小荷物切符一三號ニ對スルモノ不著ニ  
付心當リノ向ハ京城鐵道事務所ニ通報セラレタシ

### 五月上旬分關釜連絡船船線左ノ如シ

日	便名	第一便後	第七便前	第二便前	第八便後
一日	昌	丸	德	德	昌
二日	昌	丸	德	德	昌
三日	昌	丸	德	德	昌
四日	昌	丸	德	德	昌
五日	昌	丸	德	德	昌
六日	昌	丸	德	德	昌
七日	昌	丸	德	德	昌
八日	昌	丸	德	德	昌
九日	昌	丸	德	德	昌
十日	昌	丸	德	德	昌
十一日	昌	丸	德	德	昌
十二日	昌	丸	德	德	昌
十三日	昌	丸	德	德	昌
十四日	昌	丸	德	德	昌
十五日	昌	丸	德	德	昌

●正誤 昭和八年四月二十一日局報告示第百六十九號中「四、仁川江華間航路二、三等二割」  
ノ次ニ「第十三條ノ二ヲ例ル」ヲ脱ス

●大阪商船大連航路及大連汽船上海天津航路五月分定期船發著日取  
左ノ如シ

●大阪商船大連航路五月分定期船發著日取  
局報 第千八百五十號 昭和八年五月四日 (第三種郵便物認可)

船名	船戶發	門司發	大連發	火連發	門司發	船戶發
ばいかる丸	四月二十七日	二十八日	三十日	五月一日	三日	五日
亞米利加丸	二十八日	二十九日	五月一日	三日	五日	六日
うらる丸	三十日	五月一日	三日	五日	七日	八日
はるびん丸	五月二日	三日	五日	七日	九日	十日
またこま丸	三日	四日	六日	八日	十日	十一日
香港丸	四日	五日	七日	九日	十一日	十二日
うすり丸	五日	六日	八日	十日	十二日	十三日
ばいかる丸	七日	八日	十日	十二日	十四日	十五日
亞米利加丸	九日	十日	十二日	十四日	十六日	十七日
うらる丸	十一日	十二日	十四日	十六日	十八日	十九日
はるびん丸	十三日	十四日	十六日	十八日	二十日	二十一日
またこま丸	十四日	十五日	十七日	十九日	二十一日	二十二日
香港丸	十五日	十六日	十八日	二十日	二十二日	二十三日
うすり丸	十七日	十八日	二十日	二十二日	二十四日	二十五日
ばいかる丸	十九日	二十日	二十二日	二十四日	二十六日	二十七日
*しあさる丸	二十日	二十一日	二十三日	二十五日	二十七日	二十八日
亞米利加丸	二十一日	二十二日	二十四日	二十六日	二十八日	二十九日
うらる丸	二十三日	二十四日	二十六日	二十八日	三十日	三十一日
はるびん丸	二十五日	二十六日	二十八日	三十日	三十一日	一日
*たこま丸	二十七日	二十八日	三十日	三十一日	一日	二日

備考 \*印ノモノハ二、三等旅客ニ限り取扱ヒ往復船共門司ニ  
寄港セス

局報 第千八百五十號 昭和八年五月四日

(第三種郵便物認可)

●大連汽船航路五月分定期船發著日取  
一 青島上海航路

船名	大連發	青島發	上海著	上海發	青島發	大連著
長春丸	四月三十日	五月一日	二日	四日	五日	六日
大連丸	五月二日	三日	四日	六日	七日	八日
奉天丸	五日	六日	七日	九日	十日	十一日
長春丸	八日	九日	十日	十二日	十三日	十四日
大連丸	十日	十一日	十二日	十四日	十五日	十六日
奉天丸	十三日	十四日	十五日	十七日	十八日	十九日
長春丸	十六日	十七日	十八日	二十日	二十一日	二十二日
大連丸	十九日	二十日	二十一日	二十三日	二十四日	二十五日
奉天丸	二十二日	二十三日	二十四日	二十六日	二十七日	二十八日
長春丸	二十四日	二十五日	二十六日	二十八日	二十九日	三十日
大連丸	二十七日	二十八日	二十九日	三十一日	六月一日	二日
奉天丸	三十日	三十一日	六月一日	三日	四日	五日

二 天津航路

船名	大連發	天津著	天津發	大連著
天湖丸	四月二十九日八時	三十日	五月二日七時	三日
長平丸	五月一日十一時	二日	四日九時	五日
天津丸	二日十一時	三日	五日十一時	六日
濟通丸	三日九時	四日	六日十一時	七日
天湖丸	五日十三時	六日	八日十三時	九日
天津丸	八日十六時	九日	十一日四時	十二日
天湖丸	十日十六時	十一日	十三日五時	十四日

濟通丸	十二日九時	十三日	(未定)
天津丸	十四日十時	十五日	十七日八時
天湖丸	十六日九時	十七日	十九日十一時
長平丸	十八日十三時	十九日	二十一日四時
天津丸	二十日十六時	二十一日	二十三日三時
長平丸	二十三日十六時	二十四日	二十六日四時
天湖丸	二十五日十六時	二十六日	二十八日五時
天津丸	二十六日十七時	二十七日	二十九日六時
長平丸	二十八日九時	二十九日	三十一日七時
天津丸	三十一日十一時	六月一日	三日

●彙報 線路整備心得中改正の要旨

五月三日達第五百十八號に依り線路整備心得中一部改正されたが、右の内第十條の改正は曲線と直線との間に所定の緩和曲線なき場合即ち測量當時に緩和曲線なき場合に於ける高度の遞減は、測量當時の圓曲線始終點より始め直線區間に於てのみ爲すを原則とした爲、現行建設規程制定以前の路線に在りては、特に列車の動搖及軌道の損傷を増大する虞があるので之が防止上遞減區間を變更したものである即直線と曲線との間には出來得る限り目測緩和曲線を挿入することとし而して目測緩和曲線を挿入すれば測量當時圓曲線始終點と關係なく目測緩和曲線と原圓曲線との境界點が高度遞減始點となるものである。而して目測緩和曲線の挿入の仕方は緩和曲線敷設心得第二條の敷設法第二法に準ずるか糸張式曲線整齊法に依るのである。

●彙報 天圖輕便鐵道の委託經營に付て

四月二十一日付滿鐵會社建設局長佐藤應次郎氏より局長宛本件に關し左の通知があつた

「從來日支合辦であつた天圖鐵道は今回滿洲國政府に買收せられ、三月一日から滿鐵會社は之が委託經營に當る事となつた結果、同鐵道廣軌改築完了迄は營業其他一切の業務を滿鐵が管理する事となつた尙本鐵道は吉林建設事務所長の所管に屬し其の日常業務を處理する爲龍井村に天圖輕便鐵道假營業所を設置し、營業所主任として森下知次郎氏が駐在する」